

2019年10月 日

各市町村長 様
各市町村議会議長 様

(陳情団体) 愛知自治体キャラバン実行委員会
代表者 森谷 光夫
名古屋市熱田区沢下町9-7
労働会館東館3階301号

介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書

【趣旨】

日頃のご尽力に敬意を表します。

さて、安倍政権は「人生100年時代」「全ての世代が安心できる社会保障」を打ち出しています。しかし、金融庁の年金をめぐる報告書は、マクロ経済スライドで給付が減らされる仕組みのもとで、足りない老後資金は貯蓄や投資などの自己責任を迫るもので、安心のセーフティネットが壊されている実態を明らかにしました。安倍政権のもとで、賃金も家計消費も大きく落ち込んでいます。この上10月からの消費税の10%への増税は、国民生活と日本経済に大きな打撃を与えることは必至の状況ではないでしょうか。

社会保障給付費はこの間10兆円もの抑制を強いられてきましたが、今年7月の参議院選挙を経て、医療・介護・福祉・年金の全分野・全世代に及ぶ社会保障費削減と患者・利用者の負担増が具体化されようとしています。

医療では「75歳以上の窓口負担の原則2割化」や「かかりつけ医以外への受診時定額負担の導入」などの患者負担増計画が、介護では「要介護1・2の生活援助サービスの保険外し」「ケアプラン作成の有料化」などが、年金でも「支給開始年齢引き上げ」などの制度改定が政府の審議会で検討され、国会へ法案提出されようとしています。

私たちは、今年40年を迎えるキャラバン要請行動の中で、住民の暮らしを守り改善する要求を掲げ、市町村に要請し、多くの要望を実現していただきました。また、地域住民の命と暮らしを守る自治体の役割発揮をお願いしながら、地域住民の実情や要望を踏まえ、国の制度政策について改善を求めてまいりました。

ひきつづき住民の命と暮らしを守るため、以下の要望事項について、実現いただきますよう要請します。

【陳情項目】

【1】県民の要望である、市町村の福祉施策を充実してください。

1、安心できる介護保障について

★(1)介護保険料・利用料について【高齢福祉課】

①介護保険料の減免制度を実施・拡充してください。

介護保険料の低所得者対策については、所得段階区分が第1段階から第3段階に該

当する方で、生活保護基準に相当する世帯に属する方を対象として、減免制度を実施しております。また、国・県の低所得者保険料軽減負担金の活用により、低所得段階者へ配慮した算定に努めてまいります。

②介護利用料の低所得者への減免制度を実施・拡充してください。

介護保険の利用料については、社会福祉法人等による利用者負担軽減制度により低所得者の方の負担軽減を実施しております。

★(2)介護保険利用について【高齢福祉課】

①介護保険利用の相談窓口には専門知識を持った職員を配置し、要介護認定申請の案内を行ってください。

介護保険を熟知した職員を始め、社会福祉士や介護支援専門員などの専門資格を持った職員を任用しており、介護保険の相談や案内をさせていただいております。

②訪問介護「生活支援」の回数制限はしないでください。

国の指針に基づき対応していきます。

(3)基盤整備について【高齢福祉課】

★①特別養護老人ホームや小規模多機能施設等、福祉系サービスを大幅に増やし、待機者を早急に解消してください。

介護保険事業計画等に従い、施設整備を進めていきます。

②特別養護老人ホームに要介護1・2の方が入所できる「特例入所」について、広報を積極的に行い、入所希望者に対して適用してください。

特例入所について、周知に努めてまいります。

★(4)総合事業について【高齢福祉課】

①総合事業の現行相当サービスが必要な人には継続した利用ができるようにしてください。サービス利用者の「状態像」を一方向的に押しつけることや、期間を区切った「卒業」はしないでください。

介護予防を意識し、利用者の自立を手助けできる事業としていきたいと考えております。

②自治体の一般財源を投入して、サービスの提供に必要な総合事業費の確保に努めてください。

国・県の方針に沿って事業を進めていきます。

(5) 高齢者福祉施策の充実について【高齢福祉課】

①サロン、認知症カフェなど高齢者のたまり場事業への助成を実施・拡充してください。

地域高齢者ふれあいサロンを実施する団体に対して補助金を交付しています。

②多くの高齢者が参加できるように、自治体の責任で介護予防事業を充実・拡充してください。

充実・拡充していく方向で検討します。

③住宅改修、福祉用具購入、高額介護サービス費の受領委任払い制度を実施してください。

住宅改修費、福祉用具購入費の受領委任払い制度については、平成20年4月1日から実施しています。高額介護サービス費については、実施の予定はありません。

★(6) 介護人材確保について【高齢福祉課】

①介護職場の人員不足解消の為、介護人材を抜本的に増やしてください。

県事業の方針に沿って適切に対応していきます。

②介護職員の処遇改善のための自治体独自の施策を実施してください。

国・県の方針に沿って適切に対応していきます。

③利用者にとって危険を招きかねない 1 人夜勤を自治体の責任で禁止し、8 時間以上の長時間労働を是正してください。

国・県の方針に沿って適切に対応していきます。

★(7) 障害者控除の認定について【高齢福祉課】

①介護保険のすべての要介護認定者を障害者控除の対象としてください。

該当する要介護認定者に対して障害者控除対象者認定書を発行しています。

②すべての要介護認定者に「障害者控除対象者認定書」または「障害者控除対象者認定申請書」を自動的に個別送付してください。

基準日時点で資格をお持ちの該当する要介護認定者に、認定書を発送しております。

2. 国保の改善について【国保医療課】

- ★①保険料(税)の引き上げを行わず、払える保険料(税)に引き下げてください。そのために、一般会計からの法定外繰入額を増やしてください。

県の運営方針では、決算補填目的の一般会計繰入を5年以内に解消するよう求めています。急激な保険税の上昇に繋がらないよう状況を見極めた上で、適切に対応していきます。ただし、1人当たりの医療費も毎年増加し続けており、国保財政は大変厳しい状況になっているため、保険税を引き下げる予定はありません。

- ★②18歳までの子どもは、子育て支援の観点から均等割の対象とせず、当面、一般会計による減免制度を実施してください。

今後も18歳未満の子どもの均等割については、国の基準どおり行います。

- ③収入減を理由にした減免要件の前年総所得・減少割合を改善し、活用できる独自減免制度にしてください。

北名古屋市では前年の総所得金額等が200万円以下の世帯で、失業・休業等により当該年度の総所得金額等の見込額が前年の2分の1以下に減少する場合は申請により減免を行っています。また、前年の所得が一定の金額を下回る場合には均等割額と平等割額が軽減されますが、当該世帯に対し、さらに2割の減額を行っています。

- ★④資格証明書の発行は止めてください。保険料(税)を継続して分納している世帯には正規の保険証を交付してください。

資格証明書の発行はしていません。

- ★⑤保険料(税)を払えきれない加入者の生活実態把握に努め、むやみに短期保険証の発行や差押えなどの制裁行政は行わないでください。滞納者への差押えについては法令を遵守し、滞納処分によって生活困窮に陥ることがないようにしてください。また、給与などの差押禁止額以上は差押えないでください。

北名古屋市では通常、短期保険証は3か月(18歳未満は6か月)の有効期限で交付しています。保険証の更新時に接触を図ることで、きめ細やかな納税相談や現状をお聞きできるため、大事な機会と捉えていますので、現行のとおり行います。差押えについては法令に基づいて実施しており、給与等の差押禁止額以上の差押えは行っていません。

- ⑥一部負担金の減免制度については、活用できる基準にしてください。また、制度について行政や医療機関の窓口にわかりやすい案内ポスター、チラシを置くなど周知してください。

国の基準どおり行います。

また、チラシを窓口を設置するなど周知しています。

⑦70歳～74歳の高額療養費の支給申請手続を簡素化し、申請は初回のみとしてください。

平成30年4月支払分より、被保険者全員が70歳以上である世帯は、初回のみ申請していただき、以降は申請なしで指定口座へ振り込む運用としています。

3. 税の徴収、滞納問題への対応など【収納課】

税の滞納解決は、児童手当を差押えた鳥取県の処分を違法とした広島高裁判決を踏まえ差押禁止財産の差押えは行わないでください。実情をよくつかみ、相談に対応するとともに、地方税法第15条(納税緩和措置)①納税の猶予、②換価の猶予、③滞納処分の停止の適用をはじめ、分納・減免などで対応してください。

差押え禁止財産の差押は違法であり、預金債権であっても、預金の性質、通常の高を十分考慮したうえで滞納処分を行っております。

納税相談においては、実情を把握したうえで納税者有利を念頭に置き対応しております。納税の緩和措置につきましても、滞納者の状況を的確に把握し適用しております。

4. 生活保護について【社会福祉課】

★①生活保護の相談・申請にあたっては、憲法第25条および生活保護法第1条・第2条に基づいて行い、「申請書を渡さない」「就労支援(仕事探し)を口実にする」「親族の扶養について問いただす」など、相談者・申請者を追い返すような違法な「水際作戦」を行わないでください。生活保護が必要な人には早急に支給してください。

法の趣旨に基づき適切な相談のもと判断を行っています。又、就労支援相談員を配置し稼働年齢層の者に対する就労支援を行うとともに、相談にも応じています。

★②ケースワーカーなど専門職を含む正規職員を増やしてください。また担当者の研修を充実させ、就労支援や生活指導を個別に丁寧に行ってください。

北名古屋市では、ケースワーカー全員が正規職員であり、国・県が主催する研修に交代で参加し、就労支援や生活指導を個別に行えるようにしています。

③行政側のミスによる過誤払いが発生した場合は、生活保護利用者に返還を一方的に求めないでください。

生活保護利用者に一方的に返還を求めることなく、利用者と十分に協議し、生活に困窮しないよう配慮しています。

④生活保護利用者の人権を侵害する一律的な資産調査をやめてください。

生活保護法の規定に基づき、本人の同意のもと調査を行っています。

- ★⑤夏季期間、近年の暑さへの対応として、エアコンの購入費用(更新含む)や電気代の助成を行ってください。

(エアコンの購入費用)平成30年度より取扱い根拠に基づき支給される場合があります。しかし、制度で支給出来ない場合においては、生活保護費の影響が及ばない、社会福祉協議会の貸付資金活用の案内を行っております。

(電気代の助成)電気代については、生活保護扶助費第2類に含まれております。

5. 福祉医療制度について【国保医療課】

- ★①福祉医療制度(子ども・障害者・母子家庭等・高齢者医療)を縮小せず、存続・拡充してください。

県の福祉医療制度より拡大して実施しています。

- ★②子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付(窓口無料)で実施してください。中学校卒業まで現物給付(窓口無料)で実施していない市は、早急に実施してください。また、入院時食事療養の標準負担額も助成対象としてください。

入院時食事療養費は、未就学児については市の制度で実施しています。医療費については、無料化だけでなく他の施策も合わせて子育て支援と考えていますので、実施予定はありません。

- ★③精神障害者医療費助成の対象を、一般の病気にも広げてください。また、自立支援医療(精神通院)対象者を精神障害者医療費助成の対象としてください。

精神障害者保健福祉手帳1・2級所持者の精神科診療以外も対象として助成しています。

- ④妊産婦医療費助成制度を創設してください。

今のところ、実施する予定はありません。

6. 子育て支援について【児童課・家庭支援課・学校教育課】

- (1)「子どもの貧困対策推進法」「子どもの貧困対策に対する大綱」を受け、2016年に県が実施した子ども調査も踏まえて、市町村独自に子どもの貧困対策に計画をもって推進してください。

- ①愛知県の調査方法に準じて、市町村での子どもの貧困の実態を調査してください。【児童課】

愛知県調査の結果を活用します。

- ②ひとり親世帯等に対する自立支援計画を策定し、自立支援(教育・高等教育職業訓練)給付金事業、日常生活支援事業等を実施してください。【家庭支援課・学校教育課】

計画は策定していませんが、母子・父子自立支援員を配置し、相談や指導を行うとともに

に、高等職業訓練促進給付金等事業、自立支援教育訓練給付金事業及びひとり親家庭等日常生活支援事業等を実施し、自立を支援しています。

- ★③就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも1.4倍以下の世帯としてください。また、年度途中でも申請できることを周知徹底し、支給内容を拡充してください。入学準備金は、新学期開始前に支給してください。【学校教育課】

特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額の1.2倍以下としておりますが、本市の実情を鑑み近隣市町の状況も踏まえて検討していきます。

年度途中の申請については、案内文書で周知するとともに、市HPに記事を掲載し周知しています。

支給内容については、「要保護児童生徒援助費補助金」の単価引き上げに伴い、支給単価額を増額しています。

入学準備金の入学前支給については、平成29年度から実施しています。

- ④教育・学習支援への取り組みを行うとともに、児童・生徒の「居場所づくり」や「無料塾」、「こども食堂」のとりくみを支援してください。【児童課・学校教育課】

居場所づくりについては、市内全小学校区に児童クラブ、児童館を設置し健全育成の支援を継続していきます。子ども食堂については、運営する市内のNPO法人との協議を重ねています。【児童課】

小学校4年生以上の児童生徒を対象に、放課後や長期学校休業日等を利用したアフタースクール教室を実施し、基礎学力の向上が必要な児童生徒を支援しています。【学校教育課】

- ★(2)小中学校の給食費を無償にしてください。未納者が生じないように、当面「減額」や「多子世帯に対する支援」などを行ってください。【学校教育課】

給食材料費につきましては、学校給食法11条において、保護者の負担とすると規定されております。一方、教育の一環として考えた場合、補助制度の考えもありますが、児童生徒の教育環境(ハード、ソフト面)向上のための財政的ニーズもますます膨らむ現状の中、給食費の無償化は、困難と考えます。なお、給食費が未納の保護者には、就学援助制度の説明を行っております。

- (3)幼児教育・保育の無償化について、すべての子どもが等しく幼児教育・保育を受けることができるよう、市町村の課題と位置付けて施策を実施・拡充してください。【児童課】

①認可保育所の整備・増設をおこなってください。保育士資格の有資格者を確保するための具体的な施策を実施してください。

老朽化、未耐震施設の整備を行っている。保育士の確保については広報誌、ハローワークへの求人登録だけでなく、就職フェアへの参加、市内の大学に出向いた広報活動を強力に実施している。

- ②無償化の対象となる認可外保育施設等について、すべての施設が国の定める保育士配置と面積にかかる最低基準を満たすことができるよう指導・援助してください。少なくとも、指導監督基準を下回る認可外保育施設等に対し、ただちに指導監督基準へ上げるための独自の支援を実施してください。

施設側と十分な協議の上、国の定める最低基準を満たすことができるよう指導していく。

- ③就学前教育・保育施設等の給食費を無償にしてください。少なくとも、無償化以前の利用料負担を上回ることがないよう減免制度を実施・拡充してください。

無償化以前の利用料を超過しない措置は、今年度について実施する。次年度以降については、国や近隣自治体の動向を注視し検討します。

7. 障害者・児施策の拡充について【社会福祉課・高齢福祉課】

- ★①障害者が24時間365日、地域で安心して生活できる「暮らしの場」として、小規模多機能の入所施設、行動障害や重度心身障害対応のグループホーム、休日にも対応できる通所施設を設置してください。【社会福祉課】

**共同生活援助事業の建設、設置及び事業費補助等を実施している。
また、障害者の生活拠点となる日中サービス支援型グループホームの設置を清須市、北名古屋市、豊山町の共同事業で進めている。**

- ②在宅の生活を送る障害者の居宅介護や重度訪問介護の支給時間は、必要とする時間を支給してください。【社会福祉課】

障害者の個々の状況に応じて支給時間を決定しています。

- ③移動支援(地域生活支援事業)を、通園・通学・通所・通勤に利用できるようにするとともに、入所施設の入所者も支給対象にしてください。【社会福祉課】

今のところ、実施する予定はありません。

- ④入院時および入院中のヘルパー利用を認めてください。【社会福祉課・高齢福祉課】

病院等の管轄下における介助については、今のところ実施する予定はありません。

- ⑤障害者・児の福祉サービスの利用料、給食費などを無償にしてください。【社会福祉課】

**障害者・児の福祉サービスの利用料、給食費などの利用料の無償化の予定はありませんが、低所得者に配慮した負担軽減措置は今後も継続して実施します。
なお、地域生活支援事業における利用者負担額は、制度当初から無償で実施しております。**

- ★⑥40歳以上の特定疾患・65歳以上障害者について、【社会福祉課・高齢福祉課】

1)一律に「介護保険利用を優先」とすることなく、本人意向にもとづき障害福祉サービス

が利用できるようにしてください。

65歳到達前に家庭訪問を行い、障害者本人に制度説明を行っています。

要介護度・介護保険サービスの利用状況・障害者手帳の内容(等級・部位)の条件を満たした場合は、介護保険サービスと障害福祉サービスの併給を認めていますので、利用できるサービス、利用できないサービスについては個々の状況により判断されません。

2) 介護保険の利用申請を行わない障害福祉サービス利用者に、障害福祉サービスを打ち切らないでください。

障害福祉サービスを打ち切ることはしていません。

3) 2018年4月からはじまった高齢障害者の利用者負担軽減制度を周知してください。

対象者に対して文書で通知しています。

⑦ 障害者が生活するグループホームや施設の夜間体制は、必ず職員を複数配置にするよう基準を定め、報酬単価のさらなる改善を、国に要望し、自治体でも補助してください。

【社会福祉課】

今のところ補助の予定はありません。

⑧ 障害者福祉サービスに係るホームヘルパー職など、介護職員の不足を解消するために加算方式ではなく報酬単価の引き上げを、国に要望し、自治体でも補助してください。

【社会福祉課】

今のところ補助の予定はありません。

8. 予防接種について 【健康課】

★① 流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)、ロタウイルスワクチン、子どもや障害者のインフルエンザワクチン、定期接種から漏れた人に対する麻しん(はしか)の任意予防接種に助成制度を設けてください。

ロタウイルスワクチン、子どものインフルエンザワクチンの任意予防接種は、助成制度を設けています。

流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)、障害者のインフルエンザワクチンについては、今のところ助成については考えておりません。

定期接種から漏れた麻しん(はしか)の対象者で、長期療養を必要とする疾病に罹患した者については、定期として接種できる救済制度があるため、任意予防接種に対する助成は考えておりません。

② 高齢者用肺炎球菌ワクチン(定期接種)の一部負担を引き下げてください。市町村が実施する任意予防接種事業を再開・継続してください。また2回目の接種を任意予防接種事業の対象としてください。

高齢者用肺炎球菌ワクチン(定期接種)の助成額は、これ以上の増額は考えておりません。

任意予防接種事業については、高齢者肺炎球菌ワクチン(定期接種)が5年延長されたため、当面の間は継続実施する予定です。

また、2回目の接種を任意予防接種事業の対象とすることについては、今のところ考えておりません。

9. 健診・検診について【健康課】

★①産婦健診の助成対象回数が1回の市町村は2回に拡充してください。

平成 29 年度から新規に産婦健診の助成を1回開始しました。現状では今後の拡充予定はありません。

②妊産婦歯科健診への助成を妊婦・産婦共に実施してください。

平成 30 年度より、妊婦・産婦計2回の助成を開始しました。

③保健所や保健センターに歯科衛生士を常勤で複数配置してください。

現在1名の歯科衛生士が常勤で勤務しております。今のところ、増員の予定はありません。

【Ⅱ】国および愛知県に以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。

1. 国に対する意見書・要望書

- ①75歳以上の医療費患者負担2割引き上げをはじめ、政府が現在検討を進めている、これ以上の患者窓口負担増の計画を中止してください。
- ②国民健康保険の国庫負担を抜本的に引き上げ、払える保険料(税)にするために、十分な保険者支援を行ってください。病気や出産のときに安心して休めるよう傷病手当、出産手当を創設してください。
- ③マクロ経済スライドを廃止してください。また、年金支給開始年齢を先延ばししないでください。全額国庫負担による最低保障年金制度を早急に実現してください。
- ④介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。さらなる軽度者外しはやめてください。介護・福祉労働者の安定雇用のために処遇を改善してください。
- ⑤18歳年度末までの医療費無料制度を創設してください。
- ⑥障害者・児が24時間365日、地域で安心して生活できる「くらしの場」が選択できるよう、グループホームや入所機能を備えた地域生活拠点を国の責任で整備してください。福祉人材の人手不足を解消するために報酬単価を大幅に引き上げてください。

2. 愛知県に対する意見書・要望書

(1)福祉医療制度について

- ①福祉医療制度(子ども・障害者・母子家庭等・高齢者医療)を縮小せず、存続・拡充してください。
- ②18歳年度末までの医療費無料制度を実施してください。

- ③精神障害者医療費助成の対象を、一般の病気にも広げてください。また、自立支援医療（精神通院）対象者を精神障害者医療費助成の対象としてください。
 - ④後期高齢者福祉医療費給付制度の対象を拡大してください。
- (2)市町村国民健康保険への県独自の補助金を復活してください。

以上